



越前市

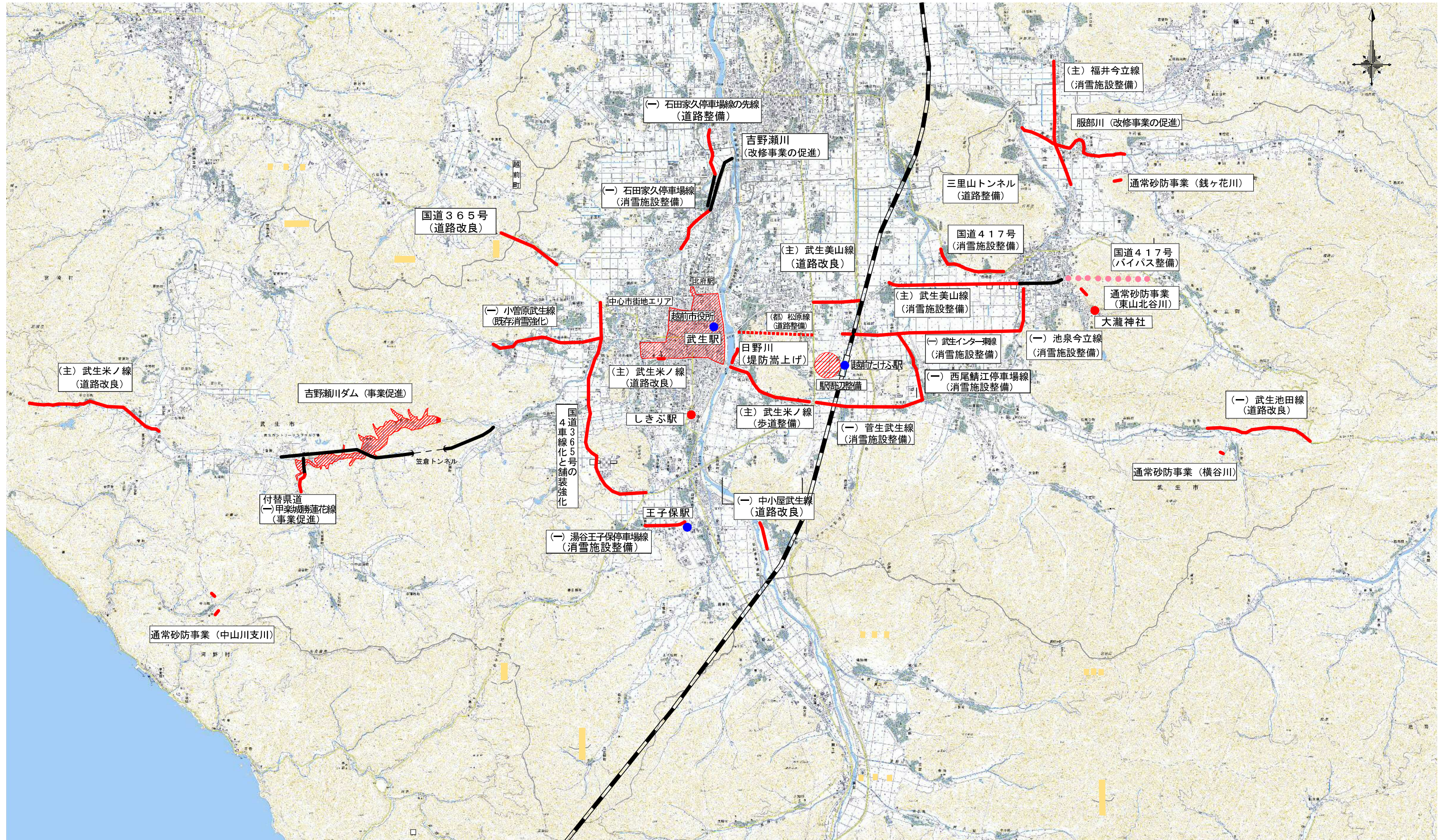
令和 7 年 度

重要要望書

令和 6 年 8 月

福井県越前市

令和7年度重要要望事項位置図



令和7年度重要要望事項目次

【最重点事項】

(産業労働部、交流文化部、防災安全部)

- 1 北陸新幹線越前たけふ駅周辺整備への支援について・・・・・・・・・・ 1

(健康福祉部)

- 2 子ども子育て支援の充実について・・・・・・・・・・ 2

(防災安全部)

- 3 自然災害・原子力災害対策の充実・強化について・・・・・・・・・・ 3

(土木部)

- 4 道路ネットワークの整備促進について・・・・・・・・・・ 4

(産業労働部、交流文化部、教育庁)

- 5 文化財の調査や保存修理に対する支援及び

ユネスコ創造都市ネットワーク加盟への支援について・・・・・・・・・・ 7

【重点事項】

(土木部、教育庁)

- 1 社会基盤施設等の耐震化等について・・・・・・・・・・ 8

(土木部)

- 2 幹線道路消雪施設の事業促進について・・・・・・・・・・ 9

(土木部)

- 3 吉野瀬川、服部川治水対策事業の促進、及び、

河川・土砂災害等の未然防止対策の実施について・・・・・・・・・・ 11

(土木部、農林水産部、健康福祉部)

- 4 公共下水道施設、農業集落排水施設の改築更新及び

合併処理浄化槽の普及の促進について・・・・・・・・・・ 13

(未来創造部、交流文化部)

- 5 北陸新幹線とハピラインふくいの利便促進等について・・・・・・・・・・ 14

(未来創造部、交流文化部)

- 6 地域や観光の移動手段を確保するための

交通インフラ等に対する支援について・・・・・・・・・・ 15

(未来創造部)

- 7 自治体情報システムの標準化・共通化に対する支援について・・・・・・・・・・ 16

(総務部)	
8 地方債の共同発行及び公共施設等適正管理推進事業債等の 事業期間の延長について	17
(農林水産部)	
9 中山間地域の支援について	18
(エネルギー環境部、農林水産部)	
10 生物多様性の確保と温室効果ガスの削減について	19
(農林水産部)	
11 有機農業の推進と就農者確保のための柔軟運用について	20
(産業労働部)	
12 企業立地を促進するための支援について	21
(健康福祉部)	
13 国民健康保険財政の安定化について	22
(健康福祉部、産業労働部)	
14 地域で暮らし続けるための自立支援の充実や見守り活動について	23
(健康福祉部)	
15 地域保健医療施策の充実について	24
(産業労働部、教育庁)	
16 多文化共生社会の実現について	25
(教育庁)	
17 教職員等の定数改善・充実 (多様な児童生徒が共に学ぶ環境の実現) について	26
(教育庁、総務部)	
18 学び育つ教育環境の向上 (教育D X・学校給食・地域クラブ活動・施設) について	27

最 重 点 事 項

【提案・要望事項】

北陸新幹線越前たけふ駅周辺整備への支援について

越前たけふ駅周辺は、新幹線駅、北陸自動車道武生ＩＣ、国道８号が１ｋｍ圏内に集積する交通結節点であり、新幹線県内開業や令和８年の中部縦貫自動車道の開通により、首都圏や中京圏とアクセスが大きく向上します。

丹南地域の玄関口であり、高いポテンシャルを持つ当エリアにおいて、産業の創出支援や伝統工芸の魅力発信などの機能を備え、交流・発信・活動拠点となる「越前たけふ未来創造基地（仮称）」の整備計画を進めているほか、歴史と未来が融合した次世代に繋がる拠点の形成を進めたいと考えています。これは、県長期ビジョンで掲げる丹南地域の将来イメージ「伝統と革新が融合する最先端のものづくりエリア」と親和性が高いと考えています。

また、大規模災害時には、物資輸送や県外への避難など、丹南地域における重要な拠点となるため、防災体制の強化を図る必要があると考えています。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 北陸新幹線開業効果を最大限にするため、多様な人々や企業の交流・発信・活動拠点となる「越前たけふ未来創造基地（仮称）」の整備に対し財政支援を行うこと。
- 2 「越前たけふ未来創造基地（仮称）」のテナントにデザインセンター、イノベーションセンターなどの機能として参画を図ること。
- 3 歴史的価値を持つ丹南地域の伝統工芸と未来に向けて新しい視点を示す現代アートが融合するミュージアムを整備すること。
- 4 北陸自動車道や国道８号、国道４１７号などの道路網と北陸新幹線の交通結節点として、北信越・中京方面への広域避難や物資輸送にも適していることから、自然災害や原子力災害など、あらゆる災害を想定した丹南地域の防災拠点施設を整備すること。

【提案・要望事項】

子ども子育て支援の充実について

国は、こども誰でも通園制度（仮称）を令和8年度から本格始動させる方針を示し、段階的に保育士の配置基準の見直しも行われています。

本市では、公立園集約による保育士の効率的な配置や保育士就労助成金給付制度などに市独自で取り組んでおり、本年4月からは市乳幼児教育・保育支援センターを開設し、保育の魅力発信等に努めていますが、依然として十分な保育士確保には至っていません。

また、多くの自治体が子ども医療費の無償化に取り組む中、全ての子どもが平等な医療サービスを受けることができるよう全国一律の支援が必要です。

不妊治療については、保険適用外の治療との混合診療及び治療の長期化が課題であり、妊娠を望む全ての方が治療に専念できるよう、県及び市の助成により自己負担額の軽減を図っています。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 保育人材の確保について、勤続年数や職責に応じた褒賞制度を設けるなど、中堅職員の離職防止や意欲向上につながる支援を行うこと。あわせて、保育に係る公定価格の見直し、職員処遇のさらなる改善について、国に対して働きかけること。
- 2 子ども医療費窓口無料化対象を18歳まで引き上げること。
- 3 不妊治療に係る保険適用範囲の拡大及び自治体が独自に行う助成制度への財政支援を国に対して働きかけること。

【提案・要望事項】

自然災害・原子力災害対策の充実・強化について

令和6年能登半島地震では、主要道路の寸断によりライフラインの復旧が遅れ、被災者は厳しい環境の中で長期間の避難生活が余儀なくされました。特に断水の長期化は飲料水だけでなく、トイレ洗浄水などの生活水が使えない状況が続き、避難所などの衛生問題が深刻化しました。

長期化する避難生活における環境改善と、避難者の心身への負担を軽減するためにも、避難所の環境整備の充実・強化が必要です。

さらに、停電の長期化などによる情報インフラ機能が失われ、被災者が情報難民とならないよう情報通信手段の確保も重要です。

また、能登半島地震では建物倒壊による屋内退避や道路の寸断による広域避難が困難となる状況がみられました。本県においても地震による原子力災害との複合災害に対応した避難計画の見直しを進め、実効性のある避難体制を構築するなど、継続した防災体制の整備が必要です。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 長期にわたる避難生活による避難者の心身への負担を軽減するために、避難所の環境改善（空調、Wi-Fi等）や資機材・備蓄品の見直し、充実・強化に対する財政支援を講じること。
- 2 環境衛生対策として、トイレトレーラーの広域的な導入配備を県が主体となって行うこと。
- 3 停電時の情報伝達手段や情報伝達機器の整備を図ること。
- 4 原子力災害時の広域避難におけるバス車両及び運転手の確保や、避難ルートの渋滞に対応するため、新幹線での広域避難を計画に盛り込むこと。
- 5 UPZ圏内の市町を対象に原子力防災訓練を毎年実施すること。

【提案・要望事項】

道路ネットワークの整備促進について

地域間の交流拡大や、産業の振興を図るとともに、くらしの質を高め、活力に満ちた地域をつくるためには、道路ネットワークの充実が重要です。また、全国的に頻発する災害に備え、災害に強い道づくりを促進していく必要があります。

また、令和5年11月の冠山峠道路の開通、令和6年度の板垣坂バイパス開通は、県内外との交流拡大を推し進める最大のチャンスであり、丹南地域のさらなる産業経済の活性化や観光誘客などの観光振興を図るため、国道417号から越前市中心市街地、さらには越前海岸までを結ぶ一連の道路ネットワーク形成を図ることが必要です。

つきましては、次の事項を要望します。

1 都市間の道路ネットワーク

- | | | |
|-----|-------------------------------------|--------------|
| (1) | 国道365号
(越前町八田～北山町 道路改良) | L = 1, 250 m |
| (2) | 国道417号
(轟井町～新在家町 バイパス整備) | |
| (3) | (一)武生池田線
(池田町板垣～中居町 道路改良) | L = 2, 800 m |
| (4) | (一)石田家久停車場線の先線
(鯖江市下司町～家久町 道路整備) | L = 1, 000 m |
| (5) | 三里山トンネル
(鯖江市～越前市 道路整備) | |

2 4車線化の道路ネットワーク

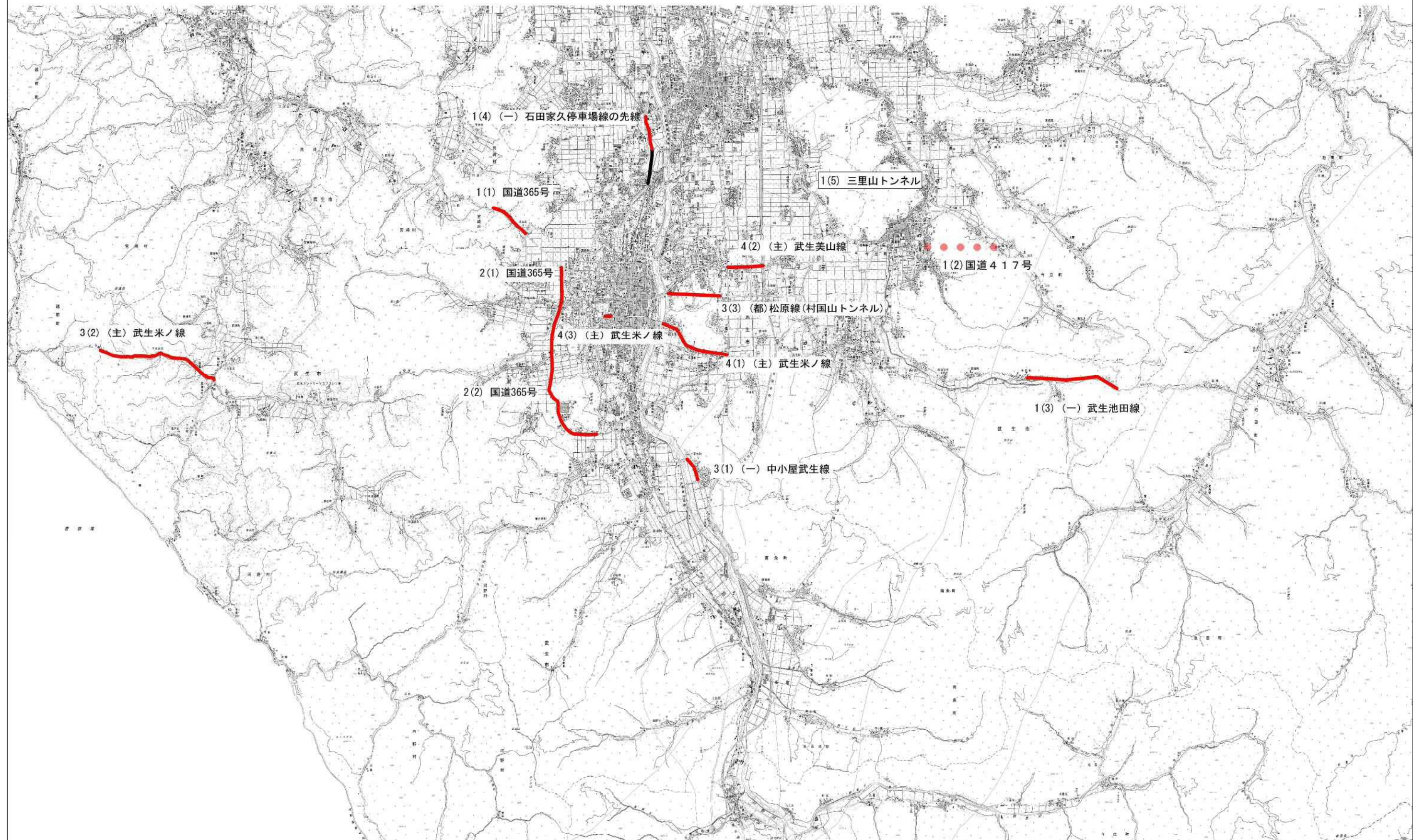
- | | | |
|-----|---------------------------------|--------------|
| (1) | 国道365号の事業促進
(上太田町～岡本町間 道路改良) | L = 1, 360 m |
| (2) | 国道365号の舗装強化と早期事業化
(岡本町～塚原町間) | L = 3, 370 m |

3 地域間の道路ネットワーク

- | | | |
|-----|-------------------------------|-----------|
| (1) | (一)中小屋武生線
(中平吹町～下平吹町 道路改良) | L = 560 m |
|-----|-------------------------------|-----------|

(2)	(主) 武生米ノ線 (千合谷町～堀町 道路改良)	L = 2, 6 0 0 m
(3)	都市計画道路松原線 (村国山トンネル) (葛岡町～村国一丁目 道路整備)	L = 1, 5 0 0 m
4 安全安心な道路ネットワーク		
(1)	(主) 武生米ノ線 (国道 8 号～日野川帆山橋 歩道整備)	L = 1, 8 0 0 m
(2)	(主) 武生美山線 (横市町～北町 道路改良)	L = 9 0 0 m
(3)	(主) 武生米ノ線 (高瀬二丁目 道路改良)	L = 1 3 0 m

道路ネットワークの整備 要望位置図



【提案・要望事項】

文化財の調査や保存修理に対する支援及びユネスコ創造都市ネットワーク加盟への支援について

本市には、越前国府成立以降、長く越前国の政治・経済・文化の中心として発展したことに由来した県内随一の歴史と文化が息づいています。

その長い歴史や重厚な文化により培われた貴重な文化財は、後世に継承するために保存や補修を行う必要があります。

本市が世界に誇る伝統的工芸品「越前打刃物」についても、その技法を後世に継承し、地域の宝であることを広く証明できるように、市の指定後、県及び国の文化財指定を目指しています。

さらには、歴史や文化、伝統工芸といった地域の誇りの独自性を際立たせ、新たな魅力の創出や地域活力向上のため、令和7年度に「ユネスコ創造都市ネットワーク」への加盟を目指しています。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 全国的にも類を見ない屋根を持つ大瀧神社本殿及び拝殿は、我が国の宝であり、その保全・補修に係る財政措置を重点的に行うよう、国に要望すること。
- 2 数多くある文化財の保全や補修に対し、補助率の引上げや補助対象範囲の拡大を行うよう、国に要望すること。
- 3 「越前打刃物」の県や国の有形文化財及び無形文化財指定が早期に実現するよう、越前打刃物保存会の技術保存活動が活発化され、歴史資料調査が加速していくよう支援を行うこと。
- 4 「ユネスコ創造都市ネットワーク」加盟後に加速する国外の創造都市やクリエイターとの国際交流に係る取組みに対して、関連市町とともに県も参画すること。

重 点 事 項

【提案・要望事項】

社会基盤施設等の耐震化等について

近年、全国各地において大規模な地震災害が頻発しており、令和6年能登半島地震においても、ライフラインや公共施設等に深刻な被害が発生し、改めて耐震化対策の重要性が認識されました。

水道施設については、施設・管路の強靱化を進めていますが、長期の断水を防ぐためには、耐震化の促進に向けた更なる財源確保が必要です。

また、地区公民館等の社会教育施設は、住民にとって最も身近な施設であるにもかかわらず、多くが旧耐震基準により建設され、老朽化が進行している状態です。同時に地震等の災害時においても地区拠点基地や避難所として運営できるようにする必要がありますが、十分な財政措置がされていない状況です。

加えて、能登半島地震においては、日常生活の基盤となる木造住宅が多数被災したことで、住宅の耐震化に対する関心が高まっていますが、耐震化に係る費用負担が大きく耐震改修が進まない状況です。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 水道施設の耐震化対策を促進するため、防災・安全交付金（旧生活基盤施設耐震化等交付金）の十分な予算確保と採択要件の緩和を国に要望すること。
- 2 地区公民館の耐震化を迅速に進めるため、社会資本整備総合交付金の補助率の引き上げを図るとともに、長寿命化を計画的に進めるための補助制度の創設を国に要望すること。
- 3 木造住宅の耐震診断と改修を更に推進・加速させるため、財政支援の更なる拡充を図ること。

【提案・要望事項】

幹線道路消雪施設の事業促進について

平成30年2月の大雪では、北陸自動車道や国道8号などの主要幹線道路、JRや地方鉄道などの交通網が麻痺し、市民生活に大きな影響が出ました。

令和4年度には、(一)越前たけふ駅線(大屋町)と(主)武生インター線(庄町～大屋町)の消雪整備が完成し、(主)武生美山線(北町～新在家町)は新規事業採択されましたが、消雪施設が整備されていない幹線道路や、施設の老朽化等により散水量が不十分な路線があります。

特に、小・中学校の通学路である西尾鯖江停車場線には歩道がなく、家屋連坦部は幅員が狭いため、積雪時における学童等の通行の安全を確保する必要があります。

つきましては、次の事項を要望します。

1 通学路の消雪設備の新設

(一) 西尾鯖江停車場線(大手町～真柄町) L=1,800m

2 主要幹線道路への消雪設備の事業促進及び新設

(1) (主) 武生美山線(北町～新在家町) L=3,350m

(2) 国道417号(戸谷町～栗田部町) L=2,000m

(3) (一) 武生インター東線(庄町～南小山町) L=3,400m

(4) (一) 菅生武生線(庄田町～大手町) L=1,800m

(5) (一) 石田家久停車場線(家久町) L=600m

(6) (一) 湯谷王子保停車場線(塚原町～四郎丸町) L=770m

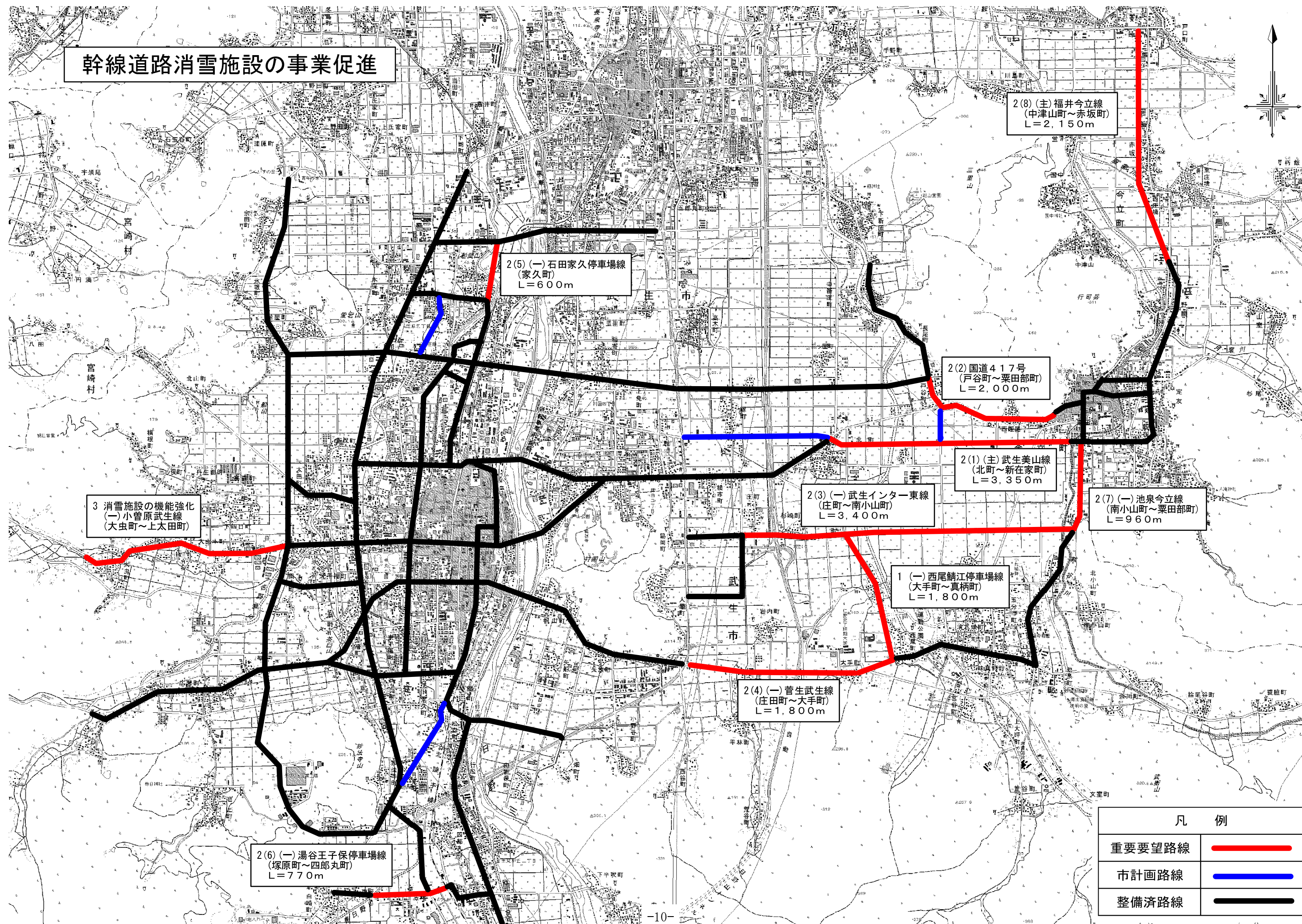
(7) (一) 池泉今立線(南小山町～栗田部町) L=960m

(8) (主) 福井今立線(中津山町～赤坂町) L=2,150m

3 既設置幹線道路の消雪施設の機能強化

(一) 小曾原武生線(大虫町～上太田町)

幹線道路消雪施設の事業促進



【提案・要望事項】

吉野瀬川、服部川治水対策事業の促進、及び、河川・土砂災害等の未然防止対策の実施について

吉野瀬川改修については、平成29年に吉野瀬川放水路が完成し、一部区域の内水被害が軽減されるなど、下流域における治水対策は大きく前進しましたが、当河川は河積が狭く、降雨時の水位上昇が著しいため、治水安全度を高めるには、ダム本体工事及び河川改修事業の早期完成が必要です。

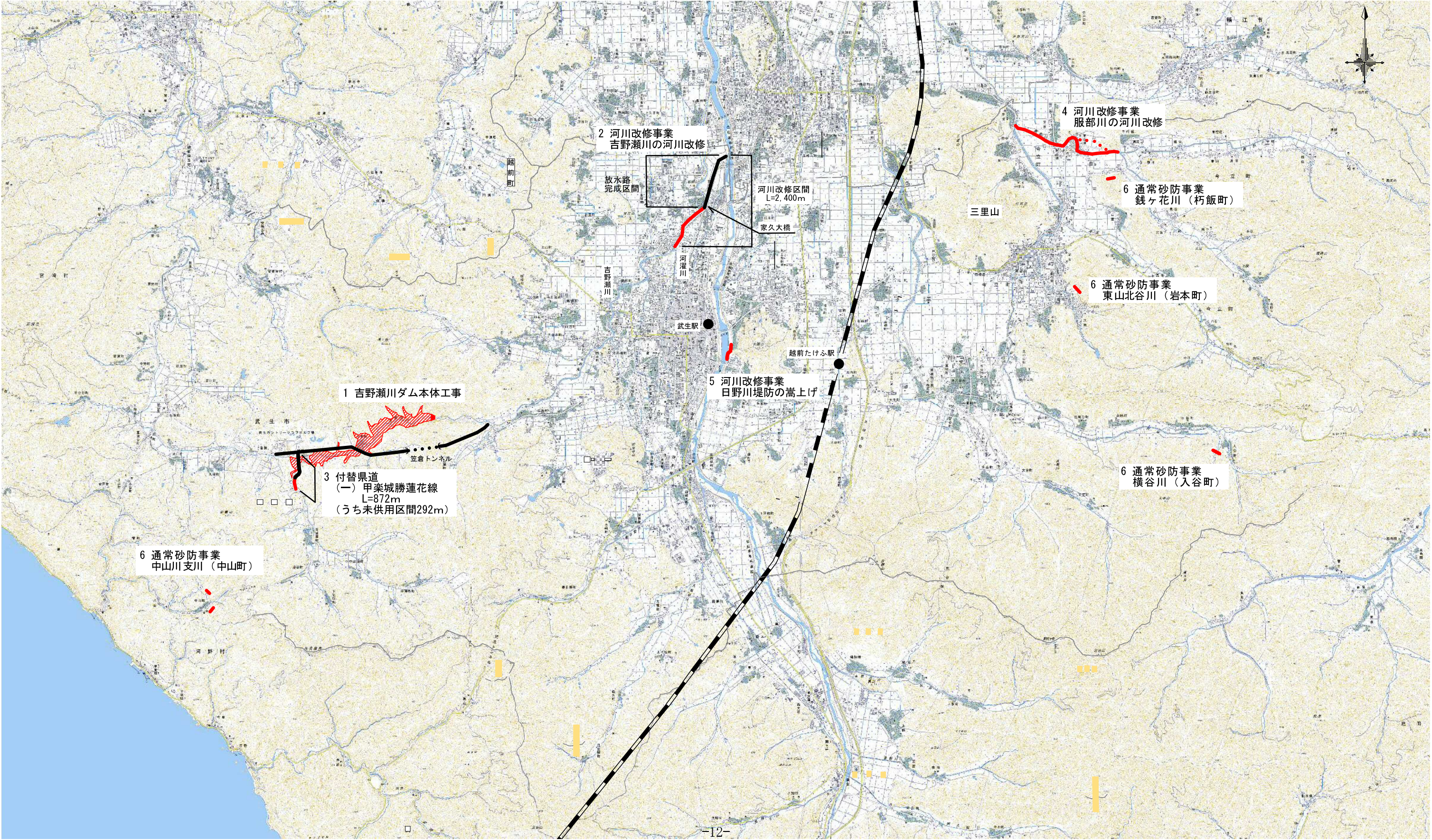
服部川改修については、令和2年度から河川改修が進められていますが、近年激甚化する豪雨災害に備えるため、地元住民は早期完成を強く求めています。令和4年7月及び8月の大雨時には、市街地中心部の日野川など、局部的に堤防が低い場所で越水が発生しており、洪水を安全に流下させるための河川整備が急務です。

また、豪雨災害時の土砂流出から山間集落を守るため、堰堤を設置する砂防事業の整備も急務です。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 吉野瀬川ダム本体工事について、計画どおり令和8年度の完成を図ること。
- 2 吉野瀬川ダム完成に併せて、吉野瀬川放水路から河濯川合流点までの河川改修事業の完成を図ること。
- 3 吉野瀬川ダム完成に併せて、付替県道（一）甲楽城勝蓮花線（ $L = 872\text{ m}$ （未供用区間 $L = 292\text{ m}$ ）の全線開通を図ること。
- 4 服部川の鞍谷川合流点から水間川合流点までの河川改修事業の早期完成を図ること。
- 5 日野川堤防の嵩上げの早期完成を図ること。（村国地先）
- 6 通常砂防事業の早期事業化と早期完成を図ること。
（横谷川（入谷町）、東山北谷川（岩本町）、中山川支川（中山町）、銭ヶ花川（朽飯町））
- 7 県が管理する河川における堆積土砂の撤去や繁茂した立木の伐採など、災害の未然防止対策を継続的に実施すること。
（日野川、服部川、水間川、大塩谷川、天王川、河濯川など）

吉野瀬川、服部川治水対策事業の促進、及び、河川・土砂災害等の未然防止対策の実施



【提案・要望事項】

公共下水道施設、農業集落排水施設の改築更新及び合併処理浄化槽の普及の促進について

本市では、令和3年度からストックマネジメント計画に基づく公共下水道施設の改築更新や、令和6年度からは最適整備構想に基づく農業集落排水の改築更新を実施していますが、供用開始から約50年が経過し、施設の老朽化が著しいため、改築更新を促進していく必要があります。

また、浄化槽区域においては、独自の補助制度による合併処理浄化槽の普及や、町内会及び（一社）越前市浄化槽維持管理協会と連携し、地域ぐるみで公共用水域の水質保全を図っていますが、合併処理浄化槽の一層の普及促進や適正管理を行う必要があります。

つきましては、次の事項を要望します。

1 公共下水道施設の改築更新

- （1）良好な水環境の保全のため、下水道施設の改築更新の十分な予算確保を国に要望すること。

2 農業集落排水施設の改築更新

- （1）農村地域の健全な水循環の保全のため、農業集落排水施設更新の十分な予算確保を国に要望すること。

3 合併処理浄化槽の普及促進

- （1）循環型社会形成推進交付金の継続的な予算確保を国に要望すること。
- （2）適正な維持管理に向けた管理意識向上の啓発を図るとともに、法定検査を確実に受検するための対策を継続的に図ること。
- （3）未普及世帯及び法定検査の受検状況を把握するため、県浄化槽台帳の再整備を図ること。

【提案・要望事項】

北陸新幹線とハピラインふくいの利便促進等について

北陸新幹線の整備効果は、大阪までつなぐことにより最大限発揮されることから、継続して要望を行う必要があります。

また、北陸新幹線開業の効果を最大限に生かし、本市や丹南地域の産業、経済、文化、観光など様々な分野の発展につなげるためには、越前たけふ駅への停車本数を確保し、維持することは不可欠であります。

併せて、市民の移動手段としてきめ細やかな対応ができるハピラインふくいが、安定的に存続できるよう、利用促進を県全体で図っていく必要があります。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 敦賀以西から大阪までの早期全線整備に向け、早期の認可、着工を県全体で求めていくなど、事業を積極的に推進すること。
- 2 新幹線及びハピラインふくい利用者の利便性の維持と向上のため、次の事項について、県からＪＲ西日本及びハピラインふくいへ働きかけること。
 - （１）金沢停まりとなっている平日運行のかがやきについて、敦賀まで乗り入れる便を増やすこと。または金沢で、かがやきに接続するつるぎの越前たけふ駅への停車数を増便すること
 - （２）ＩＣカードを利用した敦賀駅での乗換については、利用エリアや利用方法の周知を図るとともに、乗り継ぎ改札口での精算を可能とするなど利用者の利便性向上を図ること。
- 3 越前たけふ駅の利用者の増加を図るため、首都圏などに向けた情報発信など県全体で新幹線利用促進に効果的な取組を行うこと。
- 4 ハピラインふくい「しきぶ駅」の早期開業に向け、着実に工事施工を行うようハピラインふくいへ働きかけること。
- 5 ハピラインふくいが、地域に密着した「県民鉄道」として安定した経営が維持できるよう、県が主体となり、国に運営費に対する支援を求めていくなどし、市町の財政負担を軽減すること。また、地域鉄道として利便性の向上を図ることにより、県全体で、マイルール意識の醸成や利用促進につながるよう取組むこと。

【提案・要望事項】

地域や観光の移動手段を確保するための交通インフラ等に対する支援について

市民の社会生活を支える地域鉄道や地方路線バスなどの交通は、モータリゼーションの進展や人口減少・少子高齢の急速な進展に伴い、社会情勢の変化に応じた持続可能な交通ネットワークの構築が求められています。

併せて本市では、越前たけふ駅開業に伴う来訪者の移動ニーズに対応した二次交通の構築など、地域交通に求められる役割は年々多様化していることから、公共交通全体を最適化し、本市の実情に適した公共交通施策や事業に取り組むため、令和6年度に地域公共交通計画を策定します。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 新幹線駅とハピラインふくいを結ぶ交通手段の確立や、高校生や高齢者、障がい者等の移動制約者の移動手段を確保するため、交通事業者によるデマンド型交通や地域住民主体の自家用有償旅客運送について、実証実験に加え本格運行に対しても更なる財政支援を行うこと。
- 2 地方における鉄道・バス・タクシーなど、公共交通事業者の運転手が不足している実情を鑑み、従業員の処遇改善、人材確保のための支援などの施策実施を国に対して働きかけること。
- 3 「越前市地域公共交通計画（仮）」に基づく路線バスの再編にあたっては、本市や沿線自治体への情報提供や指導を行うとともに、再編後の路線について、安定運行が図れるよう、補助対象要件の見直し等、国及び県の財政支援を強化すること。
- 4 二次交通対策として、レンタカー利用に対しても県内統一した支援制度の創設及び財政支援を行うこと。

【提案・要望事項】

自治体情報システムの標準化・共通化に対する支援について

「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、標準化対象の20業務について、自治体には、国が定めた標準仕様に準拠したシステムの利用が義務付けられます。

また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月閣議決定）」において、令和7年度までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行を目指すとしています。

住民基本台帳や税などの標準準拠システムへの移行対象システムは、住民に対する安定継続したサービス提供のために必須のものとなっています。これまで、システムの安定稼働のため、周辺市町との共同電算を実施するなど、コスト削減にも努めてきたところです。

現在、標準準拠システム移行後のシステム及びガバメントクラウドの利用料について、明確な金額が示されておらず、費用の増大が懸念されている状況です。つきましては、次の事項を要望します。

- 1 国の定める標準仕様書に適合したシステム（標準準拠システム）への移行によるシステム及びガバメントクラウドの運用経費の増大に対し、必要な財政支援を行うよう国に対して働きかけること。

【提案・要望事項】

地方債の共同発行及び公共施設等適正管理推進事業債等の事業期間の延長について

本市では投資的経費の資金として、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金のほか、銀行等引受（縁故）債を活用してきましたが、マイナス金利政策が解除され、今後は長期金利の上昇が見込まれます。そこで、資金調達の多様化を図るため、住民参加型市場公募債を含めた市場公募債の発行や基金の債券運用を考えておりますが、本市だけでは発行額が限られている上に、手続きや金融に関する知識、ノウハウ不足が懸念されます。

また、本市では公共施設等適正管理推進事業債を活用し、公共施設の統廃合、長寿命化を進めており、今後も、教育施設の改修や統廃合等を進めていく必要があります。

加えて、全国的に災害が頻発することから、災害の発生予防と被害拡大防止のため、防災対策の地方債を活用し、今後も事業を進めていく必要があります。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 資金調達の多様化を図るため、本市をはじめ県内市町との共同による地方債の発行について検討すること。
- 2 公募債の発行や返済期限までの資金運用のノウハウ・金融に関する知識について、技術的な助言を行うこと。
- 3 公共施設等適正化推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債、緊急防災・減災事業債、緊急浚渫推進事業債の事業期間について延長するよう国に対して要望すること。

【参考】起債の事業期間

公共施設等適正管理推進事業債：令和8年度

緊急自然災害防止対策事業債：令和7年度

緊急防災・減災事業債：令和7年度

緊急浚渫推進事業債：令和6年度

【提案・要望事項】

中山間地域の支援について

いわゆる中山間地域を取り巻く環境は全国的にも一層深刻となっており、山林の荒廃、鳥獣害対策、高齢化、担い手不足、コミュニティの喪失、不耕作地の増加、空き家の増加など、複合的な課題を抱えています。

特に深刻な課題は山林の荒廃、鳥獣による被害、農業の担い手不足が深刻であり、不耕作地が増加しています。

中山間地はまさに待った無しの状況であり、これまでとは視点を変えた大胆な公共による支援が必要です。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 正確な山の基礎データを取得し適切な山林管理をするため、県実施の山間地航空レーザ測量を越前市において実施すること。
- 2 中山間地域で深刻な農作物の鳥獣害対策としての侵入防止柵の設置や維持・管理について、高齢化に伴う人材不足が大きな課題となっている。集落において侵入防止柵を自力施工しなかった場合においても、外部委託費と資材費の全額を国庫補助対象とするよう国に働きかけること。
- 3 中山間総合対策支援事業（農作業受委託促進事業）による中山間地の条件不利地に対する作業料の上乗せ支援については、上乗せ単価が安いと、受託インセンティブとして機能していない。中山間地の維持継続するためにも、これまでの単価の1.5倍に見直すこと。
- 4 中山間地域等の耕作放棄地において太陽光パネルを設置する場合には、耕作放棄地の適正管理の点から、当該地の農地転用の手続きについて柔軟に対応すること。
- 5 本市では、有害捕獲を実施する際、越前市鳥獣被害対策実施隊員の安全を確保するため2名体制での捕獲を義務付けている。捕獲作業は危険が伴う作業であり、必要最低限の体制である。2名分の有害獣捕獲対象経費の全額を国庫補助対象とするよう国に働きかけること。

【提案・要望事項】

生物多様性の確保と温室効果ガスの削減について

本市では、野外コウノトリの自然繁殖について、平成31年から6年連続でヒナが孵るなど、野外コウノトリが定着しています。自然環境と共生するコウノトリが舞う里づくりは、今や県内各地で機運が醸成され、自然環境のシンボルとして広く県民に浸透してきています。

農業者をはじめ住民を巻き込んだ地域の取組みが広がる中で、国内でも数少ないコウノトリの繁殖・飼育施設を県が整備するなど、以前から生物多様性の環境整備が進められております。

また、市民・事業者・行政が一体となって、温室効果ガス削減を進め、発生した環境価値を地域循環する取組みを進めており、農産物から発生する温室効果ガスの削減量を示す農水省の見える化ラベルの促進も行っています。

また、本年3月に市内農業者や事業者の覚書を締結し、農業由来の温室効果ガス削減分をJクレジット制度により、地域循環する取組みを推進しています。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 県の支援策が効果を上げ、今や県内各地で広く定着しているコウノトリを生物多様性と県民ウェルビーイングのシンボルに位置付けること。このため、特別天然記念物であるコウノトリの飼育事業、専任獣医師の配置、足環装着に係る人的支援を継続すること。
- 2 農産物の栽培段階の温室効果ガス削減率や生物多様性を示す農林水産省の「見える化ラベル」について、頑張る農業者を応援し農産物の価値を高めるために、県においても普及を図ること。
- 3 農業由来のJ-クレジットについては、大企業において、省エネ法の報告やSBT、RE100の報告等の基準が求められ、地域内で温室効果ガス削減の地域循環が困難となっているため、本市とともに基準緩和を国に働きかけること。

【提案・要望事項】

有機農業の推進と就農者確保のための柔軟運用について

農産物の付加価値を高め、次世代の農業経営を持続可能なものとするため、当市は総合計画においても「有機農業拡大プロジェクト」を掲げ、日本有数の有機産地形成を目指しています。県においても県内で唯一、当市を特定地域と定められています。

その結果、令和5年度は、当市の有機栽培の面積は約35ヘクタール増加、総面積276ヘクタール、全耕地面積の7.7%となりました。

しかし、課題としては、国際規格であるJAS認証を取得することが望ましいとされていますが、申請手続きが極めて厳格で、緻密さを求められる事務作業が課せられているため、認証取得の大きな障壁となっています。

また、当市の有機栽培は水田利用の水稻とそばが中心であり、今後さらに多様な有機農業を推進するため、野菜、果樹に着手する必要があります。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 有機農業取組者に対し、有機JAS認定取得に向けた栽培技術指導や認証事務手続き指導など、総合的な支援を行うこと。
また、認証取得のための費用の支援を行うこと。
- 2 園芸作物の特別栽培及び有機栽培への栽培指導を強化すること。
また、園芸の重点野菜（トマト、キュウリ等）の特別栽培及び有機栽培に対しては、県の上乗せ支援を行うこと。

【提案・要望事項】

企業立地を促進するための支援について

福井県におかれては、「ふくいNEW経済ビジョン」の実行戦略・実行プロジェクトにおいて成長産業への積極的な投資促進を掲げており、誘致企業・県内企業を問わず、県内における付加価値の高い投資を促進するとされています。この間、県の企業誘致補助制度は、より活用しやすいように改正されてきましたが、県内企業が行う事業拡充へのさらなる積極的支援に向けて、補助金限度額の見直しが必要と考えます。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 県内企業の設備投資や規模拡大をさらに積極的に支援するため、県内成長企業生産拠点拡大促進補助金の限度額について、立地市町が補助する上限額に依拠せず、県が定める限度額まで交付するよう制度の見直しを図ること。
- 2 県営産業団地の整備に係る公募制度については、企業の進出タイミングや動向に合わせて臨機応変に対応できるよう、応募期間の設定を行わない等、柔軟に制度の見直しを図ること。

【参考】県内成長企業生産拠点拡大促進補助金

対象業種	投資要件	賃金・雇用要件等	対象経費	補助率	限度額※
(1) 成長投資枠 (一般製造業)	5億円以上	(1)企業の最低賃金の伸び率が、福井県最低賃金の伸び率を上回ること	①土地取得造成経費 ②工場等建設経費 ③機械設備等取得経費	25%	1億円
	10億円以上	(2)新規雇用者の給与が、東京都の各年齢別平均給与を上回ること (3)立地市町の雇用要件を充たすこと			4億円
(2) 設備投資促進 (先端技術産業)	10億円以上	5人以上			20%
		10人以上	3億円		
		20人以上	6億円		
		30人以上	10億円		
オプションメニュー			④UIターン者新規雇用	50万円/人	5,000万円
			⑤社宅建設費	10%	1億円
			⑥住居賃借料	50%	2,000万円

※立地市町が補助することが条件であり、①～③は市町の補助額が上限となります。

【提案・要望事項】

国民健康保険財政の安定化について

国民健康保険制度は、失業中の人や退職した高齢者などが被保険者の多くを占め、所得水準が低い一方、医療費水準は高いという財政上の構造的問題を抱えています。

さらに、少子高齢化や社会保険の適用拡大による働く世代の加入減少、医療技術の高度化により、一人当たりの医療費は年々増加しています。

生活習慣病対策やフレイル予防の強化など医療費の適正化に取り組んでいますが、被保険者の減少による財政規模の縮小もあり、財政運営はより一層厳しい状況になると考えられます。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 定率国庫負担割合及び高額医療費負担金に係る割合を引き上げるよう国に働きかけ、市町の財政及び被保険者の保険税の負担軽減を図ること。
- 2 他医療保険制度との公平と子育て支援の観点から、子どもに係る均等割保険税軽減措置を18歳まで引き上げるよう、国に働きかけること。

【提案・要望事項】

地域で暮らし続けるための自立支援の充実や見守り活動について

法改正により、障がい者の法定雇用率が今後段階的に引き上げられることから、障がい者や企業への支援体制をさらに強化する必要があります。

強度行動障がい者が地域で暮らし続けるためには、福祉サービスを利用して居場所を確保するとともに、家族の負担を軽減することが重要です。しかし、事業所においては、必要な人材や設備面での体制が調っていない実態があります。

障がい者に係る相談支援専門員には、本人やその家族が抱える課題の把握や包括的な支援が求められていますが、報酬単価が業務内容に見合っていない実態があります。

また、介護支援専門員（ケアマネジャー）の負担は増大していますが、介護職員等処遇改善加算の対象外となっています。

加えて、本市では地域住民による見守り活動等を推進していますが、活動の中核を担う民生委員・児童委員の担い手不足が懸念されます。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 「第7次福井県障がい者福祉計画」に掲げられている障害者就業・生活支援センターの増設に当たっては、丹南圏域の拠点として越前市に早期に設置すること。
- 2 強度行動障がい者に対する支援の充実に向けた加算制度の拡充と、施設整備におけるかかり増し経費に係る加算の充実について、国に働きかけること。
- 3 障がい者に係る相談支援専門員の安定的な確保を図るため、その報酬単価を業務内容に見合った額に引き上げるよう国に働きかけること。
- 4 介護支援専門員の安定的な確保を図るため、介護職員等処遇改善加算の対象に、居宅介護支援事業所及び介護予防支援事業所で働く介護支援専門員を含めるよう国に働きかけること。
- 5 民生委員・児童委員が活動しやすい環境の整備やその担い手確保に向けて、負担軽減を図るよう取り組むとともに、国に対しても働きかけること。

【提案・要望事項】

地域保健医療施策の充実について

丹南地域では夜間・休日の救急対応の医師確保が不十分な状況から救急医療の破綻が危惧されており、県による派遣がされているものの、この5年間は丹南医療圏への派遣目標は未達成となっています。

また、小児に対する救急医療については、県において電話相談、こども急患センターの運営等がなされていますが、丹南地域においては整備されていません。

医療的ケアが必要な障がい者児の受入施設には、痰吸引等ができる職員を配置する必要がありますが、その資格の取得には2週間程の期間と高額な受講料が掛かることから、受入施設の人的及び費用負担が過大となっています。

新型コロナワクチンの定期接種費用については、令和6年度は国及び市の助成により自己負担額軽減を図っていますが、ワクチン単価が高額であり、各市町の助成額が異なることになれば、公平性を欠く課題が懸念されます。

骨髄バンクのドナー登録については、ドナーに選定された提供者自身が、8回前後、平日の日中に医療機関に出向く必要がありますが、提供者及び事業所への休業補償等の環境は整備されていません。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 地域医療について、医師確保のため丹南医療圏に適正な数の医師を派遣すること。
- 2 小児医療について、丹南地域における夜間・休日救急体制の整備に取り組むこと。
- 3 喀痰吸引等の医療的ケアを必要とする障がい者児の受入体制を整えるための喀痰吸引等研修受講料に対する助成を行うこと。
- 4 新型コロナワクチン接種について、高齢者等の自己負担額軽減のため、財政支援の強化を国に対して働きかけるとともに、県による財政支援も行うこと。
- 5 骨髄バンクドナー登録者の負担軽減のため、登録者自身及び事業所に対し、国及び県による財政支援を行うこと。

【参考】

人口10万人当たりの医師数 丹南地域：124人 全国：256人 福井県：258人

R6 コロナワクチン接種委託料：1人あたり15,300円のうち国の助成金8,300円

ドナー助成制度を実施している自治体数：37都道府県 1,029市町村（県内では福井市のみ）

【提案・要望事項】

多文化共生社会の実現について

令和6年4月1日現在、本市の外国人人口の割合は市全体の6.2%と、全国平均*を大きく上回っており、外国人市民が生活していく上で様々な課題が顕在化しています。

本市では、多文化共生社会の推進を図るため、市が多額の負担をし、市多文化共生総合相談ワンストップセンターの運営や外国人児童生徒の対応に係る職員・支援員等の配置を行っています。

また、教育の面では、発達段階や言語の習得レベルに応じて支援を行っていますが、近年は特に、母語が未熟なまま転入する低年齢の子どもが、就学前教育及び義務教育段階で増加しています。生活面においては、言葉と生活体験が結びつきにくく、豊かな感情表現にも繋がりにくい状況です。また、教育を受ける場面においても、論理的思考が難しく、学習言語の習得に時間を要するケースが増えています。

つきましては、次の事項を要望します。

- 1 就学前教育施設及び小中学校に配置のできるスクール・サポート・スタッフに係る財政支援拡充の国への要望、また、外国人児童生徒の日本語指導を行う小中学校教員の県の加配措置を行うこと。
- 2 家庭（保護者）への通訳・翻訳者とそれらのコーディネーターの配置に対する財政措置の国への要望を行うこと。
- 3 地域で生活する外国人市民が、災害発生時に迅速な避難行動がとれるよう災害対策や、感染症対策等の日常的に必要な情報に多言語でアクセスできる環境整備について国への要望を行うこと。
- 4 県立高校や県立大学等での入試制度における「特別枠」を継続するとともに、入学に際しての多様な選考方法を新設すること。また、入学後のサポートを行う必要な教職員を配置すること。

【参考】

- ・2020年日本の総人口に占める外国人割合 2.2%
（令和2年国勢調査結果 -人口等基本集計結果からみる我が国の外国人人口の状況-より）
- ・市多文化共生総合相談ワンストップセンターの運営や外国人児童生徒の対応に係る職員・支援員等の配置に係る予算 約160百万円のうち約120百万円が市単費

【提案・要望事項】

教職員等の定数改善・充実（多様な児童生徒が共に学ぶ環境の実現）について

多様な児童生徒が集団の中で学ぶことで、お互いを認め合い尊重できる人間関係を育めるように教育環境を整えることが極めて重要です。そのためには、十分な教職員の配置が必要になります。

特に、本市では、多動傾向や不登校傾向にある気がかりな児童生徒を支援する教育補助員を独自に市費で５１名配置しています。また、外国にルーツを持つ児童生徒を支援する言語等の指導者については、独自に１９名配置していますが、対象となる児童生徒の増加と低年齢化が進み、更なる増員が必要です。

つきましては、義務教育の観点から、国及び県の支援について、次の事項を要望します。

- 1 正規教職員数の増員及び適正配置を行うこと。特に、若年層の教職員が多い本市において、これら教職員が産育休を取得できるようにするための産育休代替職員及び新たな仕組みによる正規教職員の配置を行うこと。
- 2 特別支援学級を障がいの種別ごとに設置できるよう、設置基準の見直しと、特別支援学校教諭の免許を有する教員及び通級指導担当教諭の小中学校への増員を行うこと。また、市町配置の教育支援員等の人員確保、財政支援を行うこと。
- 3 障がい児等の対応も含め、医療的ケアなど専門的な知見を持ち、児童生徒により効果的な指導・助言が行える専門スタッフの人員確保と財政支援を行うこと。
- 4 ポルトガル語を話すことができる教員の採用及び外国人児童生徒担当教諭の増員を行うこと。
- 5 外国にルーツを持つ児童生徒の言語等の初期指導の指導者の確保のため、財政的支援を拡充すること。
- 6 栄養教諭が国の基準に基づき配置されているものの、兼務校を巡回している状況にあることから、採用数の増加に係る国への働きかけを行うこと。
- 7 １校１人のスクールカウンセラーの常駐とスクールソーシャルワーカーの増員に対する財政措置を行うこと。

【提案・要望事項】

学び育つ教育環境の向上（教育D X・学校給食・地域クラブ活動・施設）について

未来を担う児童生徒が学び育つためには、教え導く教職員が必要であるのと同時に、学びを支える環境の整備が重要です。

I C Tを活用した学習環境は、児童生徒が情報活用能力を身に付けるため、その整備が必要です。しかし、その維持のためには定期的な機器更新が必要不可欠であり、一部補助制度が創設されたものの、未だ財源確保が大きな課題となっています。

また、全ての児童生徒の心身が健全に発達するよう、家庭の負担能力や自治体の財政力にかかわらない子育て支援施策が必要です。また、国が給食費の公会計化を求めていることに対応するため、その支援も必要です。

老朽施設についても、その場所で新たな活動を行うためには、迅速に除却することが必要になります。

つきましては、義務教育の観点から、自治体の財政力にかかわらず等しく児童生徒が学び育てるよう国及び県の支援について、次の事項を要望します。

- 1 学校教育D Xに係る機器更新費用への財政支援額を増加するよう国に要望等すること。
- 2 学校教育D Xに係る維持管理費への財政支援制度を創設すること。
- 3 給食無償化の制度の創設を国に要望すること。また、地場産食材での手作りの給食を県下の児童生徒が味わうことができるよう、県費でも支援すること。
- 4 新しい仕組みである「地域クラブ活動」について、様々な活動費が今後必要になるため、国へ財政支援を要望するとともに、県費でも支援すること。
- 5 公会計システム開発・運用等に係る経費の財政支援、又は県主導による複数自治体の共同の公会計システムの導入を行うこと。
- 6 老朽した施設の除却だけの場合であっても、アスベスト調査や跡地の活用などについても、除却に係る財政支援制度を創設すること。